

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（附則第十九条關係）

改正案	現行
<p>（商法等の準用） 第九条の七の五（略）</p> <p>2 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項（第一号及び第三号を除く。）（保険募集の制限）の規定は火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百八十三条（所属保険会社の賠償責任）の規定は火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人が行う当該火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百九十四条（権限の明示）の規定は火災共済契約の募集を行う火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条（自己契約の禁止）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第二百九十八条（第八号を除く。）（禁止行為）の規定は火災共済協同組合及びその組合員（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百零五条（立入検査等）、第三百零六条（業務改善命令）及び第三百零七条第一項（第一号及び第二号を除く。）（登録の取消し等）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第三百一十一条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第三百零五条の規定による立入り、質問又は</p>	<p>（商法等の準用） 第九条の七の五（略）</p> <p>2 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条（第一号及び第三号を除く。）（保険募集の制限）の規定は火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百八十三条（所属保険会社の賠償責任）の規定は火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人が行う当該火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百九十四条（権限の明示）の規定は火災共済契約の募集を行う火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条（自己契約の禁止）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第二百九十八条（第八号を除く。）（禁止行為）の規定は火災共済協同組合及びその組合員（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百零五条（立入検査等）、第三百零六条（業務改善命令）及び第三百零七条第一項（第一号及び第二号を除く。）（登録の取消し等）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第三百一十一条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第三百零五条の規定による立入り、質問又は検査を</p>

検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十五条第一項第二号中「損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）」とあるのは「火災共済協同組合」と、「次条の登録を受けた損害保険代理店」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十五条第二項並びに第三百条第一項第七号及び第九号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「募集」と読み替えるものとする。

第一百十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金の処する。

- 一 第九条の七の五第二項において準用する保険業法第二百七十五条第一項の規定に違反して火災共済契約の募集を行った者

二 (略)

する職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十五条第二号中「損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）」とあるのは「火災共済協同組合」と、「次条の登録を受けた損害保険代理店」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十五条第二項並びに第三百条第一項第七号及び第九号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「募集」と読み替えるものとする。

第一百十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金の処する。

- 一 第九条の七の五第二項において準用する保険業法第二百七十五条の規定に違反して火災共済契約の募集を行った者

二 (略)